

平成 18 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 ジーエルサイエンス株式会社
代 表 者 名 取締役社長 森 憲 司
(コード番号：7705 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役総務部長 高橋 良彰
(T E L 03-5323-6633)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 23 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 23 日開催予定の第 39 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)「会社法」第 189 条第 2 項の規定により、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第 9 条(単元未満株主の権利制限)を新設するものであります。
- (2)「会社法施行規則」第 94 条 1 項・第 133 条第 3 項、「会社計算規則」第 161 条第 4 項・第 162 項第 4 項の規定により、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することで株主に対して提供したものとみなすことが認められたことに伴い、株主総会運営の合理化を目的として、変更案第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (3)「会社法」第 370 条により、取締役会の決議事項について取締役全員が書面等による同意の意思表示をしたときは、取締役会の決議があったものとみなすことが認められたことに伴い、取締役運営の効率化を図り、機動的な運営を可能とするため、変更案第 26 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (4)「会社法」第 310 条、「会社法施行規則」第 63 条第 5 項の規定に従い、株主総会における代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法および代理人の数を明確にするため、現行定款第 15 条(議決権の代理行使)を変更するものであります。
- (5)定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (6)旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の変更を行うものであります。
- (7)「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきましても条文の新設、変更、所要の文言の整備等をあわせて行うものであります。
- (8)上記変更に伴い、条数の繰下げ等を行うものであります。

2. 変更内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 23 日(金曜日)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 23 日(金曜日)

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>
<p>(公告の方法)</p>	<p>(公告の方法)</p>
<p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>
<p>(会社の発行する株式の総数)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p>
<p>第5条 当社の発行する株式の総数は22,380,000株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合にはこれに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p>第5条 当社の発行可能株式総数は22,380,000株とする。</p>
<p>(自己株式の買受け)</p>	<p>(自己株式の取得)</p>
<p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>第6条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p>
<p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p>	<p>(単元株式数)</p>
<p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 2. <u>当社は1単元未満の株式について株券を発行しない。</u></p>	<p>第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。 (第8条第2項に移項)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(株券の発行)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第8条 当社は株式に係る株券を発行する。 2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>
<p>(名義書換代理人)</p>	<p>(単元未満株主の権利制限)</p>
<p>第8条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。</u> 3. 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。) <u>および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>権利請求権付株式の取得を請求する権利</u> (3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>(株主名簿管理人)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p>
<p>第10条 当社は株主名簿管理人を置く。 2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</u> 3. 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>第10条 当社は株主名簿管理人を置く。 2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</u> 3. 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則) 第9条 当会社の株券の種類、ならびに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるものの他、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則) 第11条 当会社の株券の種類、ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるものの他、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(基準日) 第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2. 前項の他、必要ある場合は取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または登録質権者としてすることができる。</p>	<p>(基準日) 第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項にかかわらず必要ある場合は取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集) 第11条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合にこれを招集する。 (招集権者および議長) 第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(招集) 第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に招集する。 (招集権者および議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(総会の決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第14条 株主総会の議事については、議事録を作成する。議事録には議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印または電子署名する。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(総会の決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第17条 株主総会の議事については、議事録を作成する。議事録には議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の設置)</p>
<p>(取締役の員数)</p>	<p>第19条 当社は取締役会を置く。</p>
<p>第16条 当社の取締役は6名以内とする。</p>	<p>(取締役の員数)</p>
<p>(取締役の選任)</p>	<p>第20条 (同左)</p>
<p>第17条 取締役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(取締役の選任)</p>
<p>2. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p>	<p>第21条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p>
<p>(取締役の任期)</p>	<p>2. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p>
<p>第18条 取締役の任期は就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p>
<p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>第22条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
	<p>(削る)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集および議長) 第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、<u>その議長となる。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第20条 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会規則) 第22条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるものの他、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金) 第23条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第24条 当社は、取締役会の決議により代表取締役を選任する。 2. 取締役会はその決議により取締役社長1名を選任し、また必要に応じ専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。 3. 取締役社長は、当社の業務を統轄し、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐してその業務を執行し、または業務を分掌する。</p>	<p>(取締役会の招集および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が<u>招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 (同 左)</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の<u>取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会規則) 第27条 (同 左)</p> <p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第29条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会はその決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 3. (同 左)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役の員数) 第25条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第26条 監査役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第28条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第29条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>(監査役会規則) 第30条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるものの他、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金) 第31条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(常勤監査役) 第32条 監査役は、<u>互選により常勤監査役を選任する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p style="text-align: center;">(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第30条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数) 第31条 (同 左)</p> <p>(監査役の選任) 第32条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第34条 (同 左)</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規則) 第36条 (同 左)</p> <p>(監査役の報酬等) 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(常勤監査役) 第38条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置) 第39条 当社は会計監査人を置く。</p> <p>(会計監査人の選任) 第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(会計監査人の任期) 第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(営業年度) 第33条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末日を決算期日とする。</p> <p>(利益配当金) 第34条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対してこれを支払う。</p> <p>(中間配当金) 第35条 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して商法第293条の5に定める金銭の分配（以下「中間配当」という）を行うことができる。</p> <p>(利益配当金等の除斥期間) 第36条 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されない時は、当社はその支払の義務を免れる。 2. 未払の利益配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第43条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(期末配当金) 第44条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金) 第45条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間) 第46条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されない時は、当社はその支払の義務を免れる。 2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>